

理由番号

	正当な理由	摘要
①	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(運営規程に定める地域)に、特定事業所集中減算の対象となる指定居宅サービス等事業所が、各サービスごとにみした場合に5事業所未満であること。	(注)事業所数は、介護サービス情報公表システムに掲載されている事業所による。 ( <a href="http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php">http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php</a> )
②	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合	
③	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たりの平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合	
④	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中したが、それらを居宅サービス計画数(計算式の分母分子)から減じると80%を超えない場合	(例)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議や事例検討会その他地域包括支援センターから支援内容についての意見・助言を受けているもの。ただし、意見・助言の内容等や事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。
⑤	市町村(地域包括支援センターを含む。)等行政機関から、高齢者虐待などの困難ケースの計画作成の依頼を受けたこと又は他の複数の事業所が満床・定員超過であったことにより特定の事業所に集中したが、それらを居宅サービス計画数(計算式の分母分子)から減じると80%を超えない場合。ただし、行政機関からの依頼、満床・定員超過の状況等、事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。	
⑥	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を受診し、サービスの質の向上に努めている事業所で、かつ、利用者の希望により特定の事業者に集中している場合。なお、第三者評価については、当該年度を含めて3年度以内に受診しているか、又は当該年度については、未受診であっても第三者評価を受診することが確実な場合。	利用者の希望により事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。 要添付:当該事業所が受診済の場合は、受診結果表の写し(直近のもの)、未受診の場合は、受診申込書の写し